

## ECO-TOPプログラム認定要綱

	平成19年10月1日
	19環自計第837号
改正	平成20年10月1日
	20環自計第918号
改正	平成21年11月1日
	21環自計第852号
改正	平成22年 4月 1日
	21環自計第1571号
改正	平成22年11月18日
	22環自計第994号
改正	平成24年5月18日
	24環自計第312号
改正	平成29年3月17日
	28環自計第947号
改正	平成29年10月23日
	29環自計第587号
改正	平成29年12月20日
	29環自計第750号

### (目的)

第1条 この要綱は、今後の持続可能な社会の構築に向けて、自然環境分野で幅広い知識と専門性を備えアクティブに行動できる人材を育成し、人材の能力を認証するための人材育成プログラム（以下「ECO-TOPプログラム」という。）の認定（以下「認定」という。）に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (認定の申請)

第2条 認定を受けようとする大学等（以下「申請校」という。）は、ECO-TOPプログラムの課程認定申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 認定を受けようとする大学等の学科等の概要（様式第2号）
- (2) 認定を受けようとする教育課程及び教員に関する次の書類
  - ア 認定を受けようとする教育課程及び教員組織（様式第3-1号）
  - イ 認定を受けようとする教育課程の教員プロフィール（様式第3-2号）
- (3) 認定を受けようとする教育課程のカリキュラムに関する次の書類
  - ア 認定を受けようとする教育課程のカリキュラムの概要（様式第4-1号）
  - イ 認定を受けようとする学部学科等のカリキュラム（履修モデル）及び教育課程の

カリキュラム(履修モデル)(様式第4-2号)

- (4) 認定を受けようとする教育課程の各授業科目のシラバス(様式第5号)
- (5) 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの計画に関する次の書類
  - ア 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの概要(様式第6-1号)
  - イ 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの履修計画(様式第6-2号)
- (6) 認定を受けようとする教育課程の人材育成に対する理念等に関する書類(様式第7号)
- (7) 認定を受けようとする教育課程の教育点検及び改善方法に関する書類(様式第8号)
- (8) 認定を受けようとする教育課程の責任者及び教員体制に関する書類(様式第9号)
- (9) 次に掲げるもの
  - ア 学則・履修規程等
  - イ 単位互換協定書
  - ウ 組織改組対照表

2 知事は、前項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

(ECO-TOPプログラム認定検討会)

第3条 知事は、ECO-TOPプログラムの認定等に当たって、意見を聴取するため、ECO-TOPプログラム認定検討会(以下「検討会」という。)を置く。

2 検討会の組織及び運営に必要な事項については、別に定める。

(認定の決定)

第4条 知事は、第2条第1項の規定による申請を受け、当該申請に不備がないと認めるときは、検討会に意見を聴いた上で、別に定めるECO-TOPプログラム認定審査基準(以下「認定審査基準」という。)に基づき申請内容を審査し、ECO-TOPプログラムとして認定するか否かを決定する。

2 知事は、必要に応じて、認定の申請内容について申請校に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、当該申請内容に関する調査を行い、又は申請校に資料の提出を求めることができる。

3 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聴くことができる。

4 知事は、第1項の規定により決定した結果について、様式第10号又は様式第11号により、当該申請校に通知する。

(認定後の教育点検の報告)

第5条 知事は、前条第4項の規定により認定の通知を受けた大学等(以下「認定校」という。)に対して、必要に応じて、教育点検の内容等を報告させ、報告を受けたときは、

その内容について検討会へ報告する。

(認定後の変更)

- 第6条 認定校は、別表に掲げる事項に変更が生じるときは、変更申請書（様式第12号）に、当該事項に応じて別表右欄に掲げる様式を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。
- 2 知事は、第1項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。
  - 3 知事は、第1項の規定による申請を受け、当該申請に不備がないと認めたときは、必要に応じて検討会に意見を聴いた上で、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定する。検討会に意見を聴くことなく、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定した事項については、検討会へ報告する。
  - 4 知事は、必要に応じて、第1項の規定による申請の内容について認定校に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、当該変更内容に関する調査を行い、又は認定校に資料の提出を求めることができる。
  - 5 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聴くことができる。
  - 6 知事は、第3項の規定により決定した結果について、様式第13号又は様式第14号により、当該認定校に通知する。

(認定の更新)

- 第7条 認定は、6年以内にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 認定校は、前項の更新を受けるためには、第4条第4項の規定により認定の通知を受けた日又は前項の更新を受けた日から起算して6年以内に、更新申請書（様式第15号）のほか、第2条各号に規定する書類を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の規定による申請（以下「更新申請」という。）に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。
  - 4 知事は、更新申請を受け、当該申請に不備がないと認めたときは、検討会に意見を聴いた上で、認定審査基準に基づき、申請内容を審査し、更新するか否かを決定する。
  - 5 知事は、必要に応じて、更新申請の内容について更新申請をした認定校（以下「更新申請校」という。）に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあつては、更新申請の内容に関する調査を行い、又は更新申請校に資料の提出を求めることができる。
  - 6 知事は、第4項の規定により決定した結果について、様式第16号又は様式第17号により当該更新申請校に通知する。

(認定の延長)

第8条 認定校は、前条の規定にかかわらず、更新する意思がなく、かつ現に履修生がいる場合には、その履修生が修了するまでの間に限り、4年間を上限として、認定の有効期間の延長を申請することができる。

2 認定校は、前項の延長を申請するためには、第4条第4項の規定により認定の通知を受けた日又は第7条第6項により認定の更新を受けた日から起算して6年以内に認定有効期間延長申請書(様式第18号)を遅滞なく知事に提出しなければならない。

3 知事は、当該申請に不備がないと認めたときは、様式第19号により、当該申請校に通知する。当該申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて当該申請校にその補正を求め、当該申請校がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定校が次のいずれかに該当するときには、様式第20号により認定を取り消すことができる。

(1)第2条第1項、第6条第1項、第7条第2項及び前条第2項の規定による申請の内容に虚偽があることが判明したとき。

(2)第6条第1項の規定による変更の申請をせず、認定の内容を変更したとき。

(3)認定校が、認定取消申請書(様式第21号)を提出したとき。

(4)その他認定審査基準を満たすことができなくなったと知事が認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ECO-TOPプログラムの認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

別表（第6条関係）

変更の内容	添付書類
1 大学に関する情報	様式第2号
2 科目名	様式第4-2号
3 履修モデル	様式第4-2号
4 責任者・教員体制	様式第9号
5 単位数	様式4-2号
6 必修、選択必修、選択科目	様式4-2号
7 新規科目（追加）	様式第4-2号、様式第5号又は様式第6-1号※
8 既存科目（廃止）	様式4-2号
9 科目の概要	様式4-2号、様式5号又は様式6-1号※
10 インターンシップ履修計画	様式第6-2号※

※ 変更対象科目がインターンシップの場合に限る。

## ECO-TOPプログラム認定審査基準

平成19年10月1日

19環自計第837号

改正 平成22年 4月 1日

21環自計第1571号

改正 平成24年5月18日

24環自計第312号

改正 平成29年11月9日

29環自計第653号

改正 平成30年12月25日

30環自計第766号

改正 令和2年7月20日

02環自計第296号

### 第1条 総則

- (1) 自然環境保全のための人材育成プログラム(以下「ECO-TOPプログラム」という。)に申請する大学の課程認定、更新認定及び変更承認の審査は、ECO-TOP プログラム認定審査基準(以下「審査基準」という。)の定めるところによるものとする。
- (2) 審査基準は、ECO-TOP プログラムを認定するのに適当と認められる最低の基準とする。
- (3) 東京都は、ECO-TOP プログラムの認定に係る審査に当たり ECO-TOP プログラム認定検討会(以下「検討会」という。)に意見聴取することができる。

### 第2条 教育目標の設定

ECO-TOP プログラムは、今後の持続可能な社会の構築に向けて自然環境を保全するために、自然環境分野で幅広い知識と専門性を備えアクティブに行動できる人材を大学・企業・NPO 等が連携して育成し、社会へ送り出していくことを目的としている。そのため、ECO-TOP プログラムを申請する教育課程において、ECO-TOP プログラムの目的に即して、次のような自然環境に軸足を置いたジェネラリストの育成を目指した教育目標を設定することとする。

- (1) 自然環境保全に向けて様々な主体と協働できる能力がある人
- (2) 一地域の現場から、次世代を見据え、グローバルな視野に立って自然環境を考えることができる人
- (3) 論理的思考力と説明・コミュニケーション能力がある人
- (4) 決定能力とリーダーシップがある人

(5)現場感覚を持ち、アクティブに行動できる人

### 第3条 教育課程の設定

(1) ECO-TOPプログラムは、自然環境に関連する幅広いカリキュラムを体系的に履修することとする。カリキュラム設定に当たっては、主に動植物、生態系等、自然環境に関連し、かつ、自然科学、社会科学及び人文科学の各分野にまたがるよう、学際的かつ総合的に科目を設定することとする。

各分野の中心となる科目を次のとおり例示し、ECO-TOPプログラムにおける中心科目として推奨する。

自然科学：生物学・生態学、農学・林学・造園学、地理学・地学・地図学

社会科学：環境法制度、環境経済学・環境経営学、環境政策、地域環境学・景観論・自然ツーリズム学

人文科学：環境倫理、コミュニケーション学、環境教育

ECO-TOP 総合科目：カリキュラムの導入科目

- (2) 共通する必修科目は、カリキュラムの導入科目とし、その他の必修科目については申請された教育課程の特徴を鑑み、設定することとする。
- (3) ECO-TOP プログラムのカリキュラムの導入科目は、環境分野の現在の課題と自然環境との関わりについての概論的な科目とすることとする。
- (4) 申請する大学は、ECO-TOP プログラムの必修科目として、カリキュラムの総合的な知識が履修生に身につけているかを評価するための科目(カリキュラム最終科目)又は安全管理・救急救命に関する科目を設定することができる。
- (5) ECO-TOP プログラムは、自然環境に関連する幅広い知識に基づいて、課題を見出し、解決する主体性と行動力を身に付けるものとする。そのため、現場の課題に基づき解決する演習型学習(プロジェクト・ベースト・ラーニング)を重視することとする。
- (6) ECO-TOP プログラムでは、現場感覚を身に付けた人材を育成するため、自然環境に関わるインターンシップを実施することとする。実施に際しては、企業、行政及びNPOそれぞれ個別の実施、あるいは複数の主体による共同での実施も可とする。
- (7) ECO-TOP プログラムのインターンシップは、インターンシップ修了後に履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等事後の検討を実施することとする。

### 第4条 教育の量

- (1) ECO-TOP プログラムは2年間に相当する学習・教育で構成され、29単位以上を取得し、学士以上の学位を得た者を修了生とする。
- (2) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、必修科目と選択科目とから構成される中から27単位以上を設定することとする。
- (3) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、自然科学、社会科学、人文科学の三つの分野に

において、一つの分野につき6単位以上を設定することとする。

ただし、自然科学、社会科学、人文科学の三つの分野において、一つの分野につき6単位以上を設定できない場合でも、「人材育成の理念」を踏まえて総合的に判断し、認定できることとする。

- (4) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、実習・演習型の科目を6単位以上設定することとする。
- (5) ECO-TOP 総合科目として、カリキュラムの導入科目を2単位設定することとする。
- (6) インターンシップは、2単位以上を設定することとする。

#### 第5条 教育手段・方法・評価

- (1) ECO-TOP プログラムの教育目標を達成するために必要な資質を持った学生が入学し、認定されたプログラムを履修することができるよう、具体的な教育方法が定められ、学内外に開示されていることとする。
- (2) ECO-TOP プログラムの教育目標を達成するために必要なカリキュラム及びインターンシップが設計され、学内外に開示されていることとする。
- (3) ECO-TOP プログラムの科目の授業計画(シラバス)及びインターンシップの計画が作成され、学内外に開示されていることに加え、それに従って教育が実施されていることとする。また、シラバスではそれぞれの科目ごとにカリキュラムの中での位置付けが明らかにされ、その教育の内容・方法、達成目標及び成績の評価方法等が示されていることとする。
- (4) インターンシップの実施中は、実施計画に鑑みて実施主体から大学へ報告を行い、インターンシップ修了後は、履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等を実施し、大学において適正に評価されていることとする。

#### 第6条 教育・指導体制

(学科等)

- (1) ECO-TOP プログラムは、大学又は大学の専攻科の学部、学科、専攻等(以下「学科等」という)ごとの教育課程を対象とする。
- (2) ECO-TOP プログラムは、認定を受けようとする学科等の目的・性格及び対象となる教育課程・教員組織等が適当であると認められる場合に認定する。

(科目)

認定を受けようとする学科等においては、ECO-TOP プログラムに必要な科目について、全て開設することを原則とする。ただし、ECO-TOP プログラムの科目内容の水準を維持し、更に向上を図る観点から、インターンシップを除く半数まで(27単位中の13単位以下)、同一学部の他の学科又は他学部において開設することを認める。

(プログラム・科目の指導)

- (1) 認定を受けようとする大学においては、ECO-TOP プログラムの責任者を置くこととし、ECO-TOPプログラムの各科目が適切に指導され、科目の設定等が学内及びECO-TOPプログラムに関わる教員・学生に十分理解されることとする。
- (2) インターンシップの実施に当たっては、事前に実施計画を周到に準備した上で、十分な指導が行われ、ECO-TOP プログラムに関わる教員及び学生に目的・意義が十分理解された上で、適正に指導することとする。

## 第7条 教員組織

(教員配置)

ECO-TOP プログラムに関する科目を担当する教員については、学科等の規模、学生の学習効果等を勘案し、必要な人数が配置されていることとする。

(必要な教員数)

必要な専任教員(講義担当教員)の割合については、自然科学、社会科学及び人文科学の各分野についておおむね2割以上とする。

(教員のプロフィール)

ECO-TOP プログラムを担当する教員については、常勤・非常勤を問わず各人の略歴及び職名、専攻、担当授業科目、週当たり担当時間数等を記した書類を東京都へ提出することとする。

## 第8条 教育点検・教育改善

(教育点検)

- (1) 大学において、ECO-TOP プログラムの教育目標の設定、教育課程の設定、教育の量、教育手段・方法・評価、教育・指導体制及び教員組織に即して認定されたプログラムを点検できる教育点検システムがあること。その仕組みが内外に開示され、さらに教員等からのフィードバックにより、教育点検システムが機能していることとする。
- (2) 教育点検システムは、社会の要求及び履修生、修了者の要望等にも配慮する仕組みを含み、また、システム自体の機能も点検できるように構成されていることとする。
- (3) 大学は、教育点検システムの概要及び教育点検の記録を東京都へ提出することとする。

(科目の水準点検)

- (1) インターンシップ終了後の履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等の実施については、検討会委員が立会うことができることとする。

(継続的改善)

- (1) 大学において、教育点検の結果に基づき、教育目標の設定、教育課程の設定、教育の量、教育手段・方法・評価、教育・指導体制、教員組織及び教育点検に即して認定されたECO-TOPプログラムを継続的に改善するシステムがあること。また、東京都からの指摘に即した改善が見られることとする。
- (2) 大学は、改善点に関わる記録等を東京都へ提出することとする。
- (3) 東京都は、大学のECO-TOPプログラムの責任者から報告された改善点に関わる記録等に関しては、検討会に意見聴取することができる。

#### 第9条 認定後の課程の変更

審査基準第1条から第8条までに基づき、変更の内容が認定された課程と同等以上であることとする。

附 則

この審査基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成30年12月25日から施行し、この審査基準の施行後に都が認定又は承認する大学の課程認定、更新認定及び変更承認の審査に適用する。

附 則

この審査基準は、令和2年7月20日から施行する。

平成20年12月19日  
改正 平成24年 5月18日  
改正 令和2年 7月20日

## ECO-TOP プログラムにおけるインターンシップの実施ガイドライン

### 1. インターンシップの目的

ECO-TOP プログラムの目的に鑑み、実社会において自然環境に関連のある現場の実情を理解しアクティブに行動できる人材を育成するため、企業、行政、NPO 等におけるインターンシップを実施する。

### 2. 単位の設定

インターンシップが2単位以上設定されていること。

### 3. 実施計画の策定

大学は、インターンシップの派遣先について、事前に東京都と協議すること。また、インターンシップの実施計画について、事前に東京都へ届出を行うこと。

インターンシップの実施計画が学内外に開示されていること。

また、インターンシップのプログラムは、大学と受入団体が事前に協議し、以下の内容が盛り込まれたものとするのが望ましい。

- (1) 自然環境分野の課題解決や自然を活用した社会的課題の解決に資する実社会の経験
  - ・受入団体が実際に抱える自然環境分野の課題や学生が受入団体との関連で自ら設定する社会的課題について、学生がその背景や現状等を学び、解決策を検討し提案する経験
  - ・自然環境分野と国連が定めた SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標。以下「SDGs」という。)における様々な分野との関わりを整理する経験
  - ・自然環境の視点から、SDGs が示すような様々な社会的課題の解決に貢献する提案を行う経験
- (2) インターンシップにおける業務体験内容
  - ・受入団体が持っている自然環境に関する問題意識や考え方についての理解
  - ・受入団体が実施している自然保護活動又はその他環境保全活動の実践現場体験
  - ・受入団体が行う自然環境に関連するステークホルダーの合意形成に関わる体験
  - ・受入団体が実施する生物多様性の理解促進や自然環境教育に関わる体験

- ・その他、自然環境に直接的に関わる現場において活動する様々な業務体験
- ・自然環境分野と関わりが薄いと思われる受入団体の場合には、その業務の現場（自然環境に間接的に関わる現場）において、3（1）に掲げる自然環境の視点から社会的課題の解決に資する実社会の経験

### （3）インターンシップの実施日数等

- ・受入団体が進める取組や課題を理解するために、1団体当たり少なくとも5日程度のインターンシップを確保することが望ましい。
- ・企業、行政、NPO等においてそれぞれの視点を持つことで、社会的課題への貢献のアプローチの違いやお互いのつながり等の考察を深めるために、企業、行政、NPO等の複数分野におけるインターンシップを経験することが望ましい。
- ・季節をまたいで比較的長期間にわたって受入団体と関わることなどにより、受入団体が抱える課題の十分な理解や解決に向けた深い考察ができることが望ましい。
- ・短期に集中してインターンシップを行う形式の場合、学生が予め受入団体を訪問するなど事前に自主的に学習をするとともに、インターンシップの経験に基づく成果をとりまとめ、事後に受入団体に報告することなどにより、受入団体が抱える課題の十分な理解や解決に向けた深い考察ができることが望ましい。

## 4. 事前教育・指導の実施

大学は、インターンシップ実施前に、以下の内容を盛り込んだ事前教育及び指導を実施すること。

- ・インターンシップの目的
- ・習得すべき具体的内容の確認
- ・社会人としての基本的マナー
- ・成果の取りまとめ方法

大学は事前教育指導を通じてインターンシップ派遣人数のめやすをつけることとする。

## 5. 成果の評価

大学は、インターンシップに参加した学生からの報告を受けた後、成果発表会を実施すること。なお、成果発表会は複数の大学による合同報告会として実施するなど学内外に公開され、他大学の学生やその関係者からの意見を受ける機会があることが望ましい。

あわせて、大学は、学生からの報告とは別に、受入団体からの評価に関するフォーマットを用意し、それに基づき学生の評価を受ける、又は3（1）に関するレポートや発表による評価を行うことが望ましい。

これらをもとに、大学において履修生を適正に評価することとする。

大学は、毎年度インターンシップの実施状況を報告書として取りまとめ、都に提出するこ

とする。

## 6 インターンシップに代替する経験

カリキュラム上のインターンシップには該当しないが、「1 インターンシップの目的」に合致する実社会での経験であって、大学が同等と認める場合は、ECO-TOP プログラムで必要要件とするインターンシップの実績として認めることができるものとする。ただし、この場合、大学から都に事前の承認を得るものとする。

## 7. その他

ECO-TOP プログラムのインターンシップの位置づけは、就職に直結するものではないが、企業を中心にできるだけ、就職が決まる前に実施することが望ましい。

**【参考1】ガイドライン3(2)「インターンシップにおける業務体験内容」の具体的事例**

ECO-TOP プログラムのインターンシップにおいては、自然環境に直接的に関連のある現場体験はもちろんのこと、自然環境に間接的に関連のある現場体験も認めている。次に、自然環境に直接的又は間接的に関連のある業務体験について、想定する具体的事例を示す。

**(1) 自然環境に直接的に関連のある現場体験内容の具体的事例**

- ・里山で保全活動を行っている行政やNPOで、四季を通じた活動に主体的に参加し、里山の維持管理ノウハウや市民活動の重要性について学ぶ。
- ・公園の指定管理を行っている団体で、公園の維持管理の運営に主体的に参加することなどにより、公園の運営ノウハウや行政・指定管理者・市民との役割分担を学ぶ。
- ・農業体験や林業体験を行うNPOで、自然体験活動のノウハウについて学ぶ。
- ・事業者から受託して環境影響評価の調査を行うコンサルタントの調査現場や外来種駆除を行う事業者の作業現場に同行し、環境に配慮した開発のあり方を考える。
- ・地域の森林資源を活用してアウトドアのアクティビティを提供する観光業で、自然を活用した地域振興方法のあり方について考える。

**(2) 自然環境に間接的に関連のある現場体験内容の具体的事例**

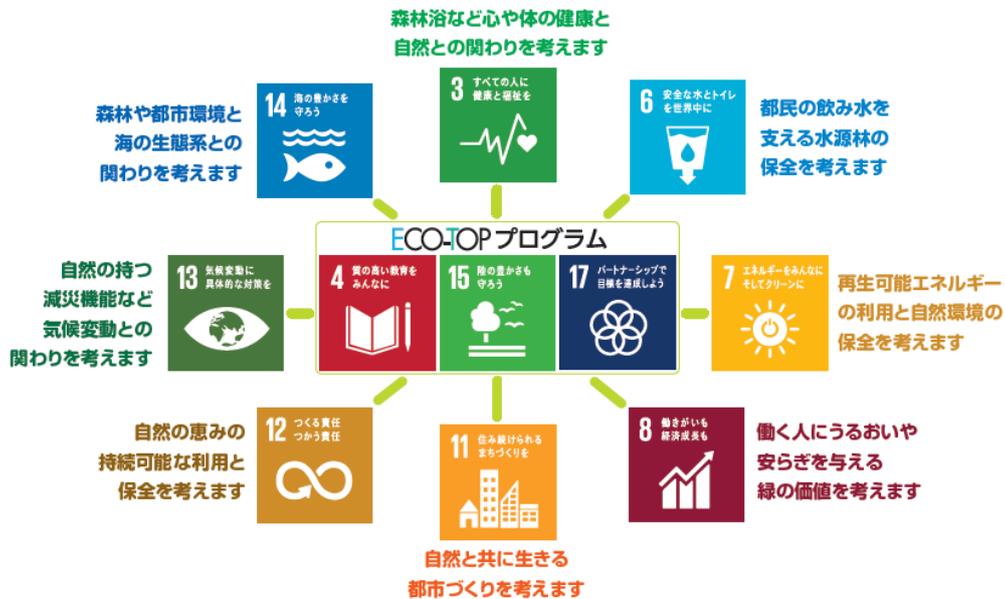
- ・木材や紙などの自然資源を原料とする製造業、食材や水などの自然資源を原料とする食品・飲料メーカー、環境配慮商品など販売商品を選択する小売業などにおいて、サプライチェーンを通じた自然資源の持続可能な利用の方策について考える。
- ・持続可能な原材料調達や環境配慮商品に関する国際認証ラベルを推奨する団体や自然環境問題について政策提言を行うNGOやNPOなどにおいて、国際的な最新情報に触れながら将来の社会のあり方を考える。
- ・生態系に配慮した緑地を本社や工場などに持つ企業において、緑地の維持が当該企業の本業に与える様々なシナジー効果について考える。
- ・薬剤など自然資源を原料として活用する企業や自然の機能を防災・減災に活用(Eco-DDR)する行政等において、自然を基盤とした社会的課題の解決策(Nature-based Solutions)について考える。

**【参考2】ガイドライン3（1）「社会的課題の解決に資する実社会の経験」におけるSDGsに係る考察について**

自然環境分野とSDGsにおける様々な分野との関わりを整理することにより、自然環境と暮らしや経済活動との関わりが見える化される。さらに、自然環境の視点から、SDGsが示すような様々な社会的課題の解決に資する取組を検討することは、自然環境の機能を活かすきっかけとなり、自然環境の役割や価値、重要性を高めることにつながる。次に、SDGsを活用した考察事例を示す。

**（1）SDG15 とその他の社会的課題との関わりについて考察**

インターンシップを通じて、学生がSDG15「陸の豊かさを守ろう」に係る社会的課題の解決に向けた考察を行う。さらに、陸の自然環境がテーマとなるSDG15と、その他の目標との関わりについて考察を行う。



**（2）SDGs のウェディングケーキを使った考察**

SDGsのウェディングケーキは、私たちの暮らしや経済活動が、自然環境の上に成り立っていることを端的に示した図といえる。インターンシップの受入団体はどの目標と関わりが深く、その目標はどのような自然環境との関わりが深いかを考察する。



【出所】 Stockholm Resilience Centre